

○財務省告示第三百十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年九月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第一百十四
回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適
用等
四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

六

イ
発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

行 争 非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 I 加 場

で 二 千 二 百 八 十 四 億 円
た 利 付 債 に つ い て
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き
特 別 計 画 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条
で 十 五 億 千 円
た 利 付 債 に つ い て
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き
特 別 計 画 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条
で 十 七 億 千 円
十 七 億 千 円
つ い て
定 基 づ き
円 法 第 六 十 二 条 第 一 項 の 規 定
百 八 十 二 億 六 千 五 百 八 十 五 万
つ い て
定 基 づ き
す る 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定
五 百 四 十 五 万 円
額 面 金 額 一 兆 八 百 八 十 億 八 千
き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て は
法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ
め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に 関 する
営 業 必 要 な 財 源 の 確 保 を 図 る た
九 億 四 千 七 百 三 十 万 円
つ い て
定 基 づ き
う ち 財 政 法 第 四 十 一 条 第 一 項 の 規
円 額 面 金 額 二 兆 四 千 六 百 十 億

十 十		九 八		七		二		ハ		ロ		イ		二	
イ 一		振 額 最		払 込 金		行 争 非 者 特 国		行 争 非 者 特 国		札 非 入 価 競		札 非 入 価 競		行 争 非 者 特 国	
入 価 発		替 単 位		行 争 非 者 特 国		行 争 非 者 特 国		行 争 非 者 特 国		札 非 入 価 競		札 非 入 価 競		行 争 非 者 特 国	
札 格 行 行		最 低 額 面 金		行 争 非 者 特 国		行 争 非 者 特 国		行 争 非 者 特 国		札 非 入 価 競		札 非 入 価 競		行 争 非 者 特 国	
発 行 行 日		金		場		場		場		入 行		入 行		場	
行 争 格		五 万 円		二 百 四 十 八 億 四 千 四 百 六 十 四 万 円		二 百 四 十 八 億 四 千 四 百 六 十 四 万 円		二 百 四 十 八 億 四 千 四 百 六 十 四 万 円		三 十 七 百 三 十 九 千 六 百 十 四 万 円		三 十 七 百 三 十 九 千 六 百 十 四 万 円		二 十 四 億 八 千 九 百 六 十 四 万 円	
以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	額 面 金 額 百 円 十 七 銭	平 成 二 十 五 年 九 月 二 十 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 と	振 替 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	二 百 四 十 八 億 四 千 四 百 六 十 四 万 円	二 百 四 十 八 億 四 千 四 百 六 十 四 万 円	二 百 四 十 八 億 四 千 四 百 六 十 四 万 円	二 百 四 十 八 億 四 千 四 百 六 十 四 万 円	三 十 七 百 三 十 九 千 六 百 十 四 万 円	三 十 七 百 三 十 九 千 六 百 十 四 万 円	二 十 四 億 八 千 九 百 六 十 四 万 円	二 十 四 億 八 千 九 百 六 十 四 万 円	二 十 四 億 八 千 九 百 六 十 四 万 円	二 十 四 億 八 千 九 百 六 十 四 万 円

口

十
三

十
七
十
六
十
五
十
四
八

者入払元償償
札場利還還
参所金金期
加支額限
後第
の二期
利子以

初利入価・別債行争非者特国札非
期札格第参市及入価・別債発競
利発競II加場び札格第参市行争
子率行争非者特国発競I加場、入

額面金額百円につき百円十八銭

年○・三パーセント
平成十六年三月十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払う。以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。て
額面金額 $\times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$

毎、年三月十日及び九月十日
を支払う。前六ヶ月間におい
て、その日以、前六ヶ月間にお
利子を支払い。六月間におい
平成三十年九月十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

十九

弘
込
期
日

平
成
二
十
五
年
九
月
二
十
日